

39

業務参考資料第47号

働く婦人の家館長連絡会議要録

昭和42年度

労働省婦人少年局



議 長 館 家 の 婦 人 の 働 働

1. 開催期日 7月5日(水)～6日(木)
2. 開催場所 綾南会館
3. 会議日程 別添
4. 出席者

神奈川県勤労婦人会館々長	本	村	壽	江
神奈川県労働部労政課主事	森	下	貞	夫
福岡県婦人の家館長	増	本	キ ク	ユ
福岡県労働部労政課主事	山	口	富	子
群馬県働く婦人の家館長	池	本	や よ	い
群馬県働く婦人の家次長	堀	川	義	昭
群馬県商工労働部労政課主事	内	田	富	次
群馬県商工労働部労政課主事	中	島	ツ	ネ
兵庫県働く婦人の家館長	松	本	春	子
兵庫県労働部労政課主任	酒	井	達	雄
福井県勤労婦人会館々長	戸	祭	ふ	じ
福井県商工労働部労政課長補佐	三	浦	秀	雄
愛知県尾西勤労婦人ホーム館長	関		次	子
宇ノ気町働く婦人の家館長	井	上	正	子
宇ノ気町助役	宮	谷	理	吉
倉敷市立児島働く婦人の家館長	安	井	昭	子
倉敷市児島支所労政課長	本	山		進
大阪府立勤労婦人ホーム館長	荒	木	タ ミ	子
大阪府労働部労政課主事	尾	崎		勉
今治市働く婦人の家館長	矢	野	美 恵	子
見附市働く婦人の家館長	宮	島	イ	ト
長野県岡谷婦人の家館長(代理)	平	賀	幸	子
長野県労働部労政課主任	北	山	照	男
八王子市婦人センター館長	進	藤	し げ	糸
八王子市婦人センター次長	依	田	忠	定

八王子市婦人センター事務局長

大 野 正 勝

山梨市商工観光課労政係長

深 沢 定 雄

石川県労政課主事

桜 井 ふ み 子

七尾市教育委員会社会教育課主事

新 谷 幸 子

本 省

労働省婦人少年局長

高 橋 展 子

労働省婦人少年局婦人労働課長

徳 永 は な 江

労働省婦人少年局婦人労働課長補佐

沢 田 成 明

労働省婦人少年局婦人課長補佐

秋 山 常 子

会 議 の 概 要

1. 婦人少年局長挨拶

本日は、お忙しいところをご出席いただきありがとうございました。日頃、働く婦人の家について心をくばっていただいておりますことを、この席をかりまして厚くお礼申し上げます。

働く婦人は、年々増加の一途をたどっており、とりわけ、既婚婦人の増加は著しいものがありますが、今後の日本の経済発展の中で婦人労働に対する期待はますます大きくなっております。このような情勢の中で、ILO100号条約の批准が国会で承認されようとしておりますが、この条約の趣旨を実現し実効をあげてゆくためには、婦人労働者の質の向上が必要と思われます。

また、一面では婦人労働者特有の家庭責任に対する配慮も必要と思われます。この意味あいからも、今後の働く婦人の家の機能について、時代にあった増進を考えてゆきたいと思ひます。

さらに、家庭生活の管理という面からも、勤労者家庭の主婦が現代の消費生活の中で、その役割をいかに果たしてゆくことができるかということは、重要な問題であります。41年度に設置されました八王子婦人センターにおきましては、勤労者家庭の主婦を加えた幅広い役割が考えられております。既設の施設においても考慮していただきたく思ひます。

設置のための国庫補助額も、A級750万円、B級550万円と増額されました。42年度は2カ所設置の決定をみまして、現在、建設中でございます。働く婦人の家に対する理解も年々、深まってゆくなかで、その数も増加してゆくことと思ひます。今日は、このような意味あいからも働く婦人の家発展のための実りのある話しあいをお願いする次第でございます。

2. 婦人労働課長説明（徳永課長）

昨年は事務的な面のお話を申し上げたが、今年は婦人労働行政の方向についてお話し申し上げたい。

働く婦人の数は、年々増加の一途をたどり、41年には929万人と前年より56万人の増加となり、全労働者の3分の1を占めている。そのうち有配偶者は、昭和30年の5人に1人から41年には3.5人に1人と著しい増加を示している。平均年齢は28.3才、勤続年数は4年である。

近年、就業構造の変化、近代化がすすめられ、女子雇用者が家族従業者を上回っており年々その開きが高まっている。また、40才代の職場進出は高い率を示し、いわゆる、欧米型のパターンに近づいている。結婚、出産後もひきつづき働く婦人が増える一方、若年定年制、結婚退職勧奨など性による差別がみられる。したがって、職場における男女均等待遇をすすめてゆくことが必要となっている。

女子雇用者929万人の内約1割が専門的技術的分野についている。今後とも婦人の特性を生かし、専門的技術的分野の開拓の目標として、昨年、「あなたがえらぶ100職種」というガイドブックをつくったが、近く大蔵省印刷局から市販される予定であるので、ご活用いただきたい。また、中高年令婦人を対象とした職業講習を予定している。今年は、中高年令婦人に適した職種のうち医療事務及び経理事務についての短期講習を行なう予定であり、今後とも広く浸透をはかってゆきたい。中高年令婦人の職業対策についても、婦人の就業についての相談などの業務を通じて、働く婦人の家においても各方面と連絡をとりながら活動をすすめていただきたい。さらに、女子のパートタイム雇用が増えているが、パート・タイマーの9割近くが中高年令婦人で占められている。これらの実態に対応し、女子パートタイム雇用をめぐる諸条件の適正化をすすめたい。

主として、今まで申しあげた問題を重点として婦人労働行政をすすめてゆきたい。

3. 婦人課長説明(秋山補佐)

婦人課では、婦人の地位向上に関する問題と労働者家族問題という2つの分野の業務を行なっている。

婦人の地位向上関係の業務としては、啓蒙活動として婦人週間がある。労働省では毎年特定の週間テーマを設けて社会によびかけているが、社会の変化にともなって各年のテーマの姿勢も変ってきており、今年は“婦人の能力を生かす”というテーマを選んだ。このほか、婦人の地位向上の問題の一環として、農村婦人問題を取りあげている。最近では、出稼留守家族問題を重視し、出稼留守家族に対する相談業務に力を入れている。これは主として地域に配置されている婦人少年室協助員の活動を通してすすめられている。

また最近では農村婦人の過労が問題視されているので、会合などによる実情把握に加え、近く農家婦人の労働生活についての実態調査を全国的に行なう予定である。このほか婦人課は、国連婦人の地位委員会のわが国での窓口としての業務を行なっている。元来婦人の問題は非常に巾がひろく、他官庁の行政や民間団体の活動に関係のある面も多いので、連絡を密にしながら業務をすすめている。

労働者家族問題関係については、労働者家族福祉の向上という観点から施策をすすめており、その一つに事業内ホームヘルプ制度がある。現在236事業場でこの制度をとりいれているが、今後はこの制度を中小企業にも広く及ぼすため“共同方式”によるホームヘルプ制度の推進にも力を入れていきたいと考えている。啓発活動としては毎年労働者家族福祉運動を実施しているほか、昭和37年からは5ヵ年計画で勤労者家庭消費生活向上運動を行なってきた。また、労働者家族のための生活技術指導を各都道府県のモデル地区を中心として行なってきた。

4. 講演

「地域社会における福祉施設の役割について」

東洋大学 教授

磯 村 英 一 氏

地域社会における社会福祉のあり方について、まず、地域社会をどうみるか、次いで、福祉施設とはなにかということをお話ししたい。

地域社会は、人間が一定の場所に定着してはじめて地域の社会といわれるものが、形成される。しかも、それは住居という形で定着するが、現在の地域社会は住居だけで形成されるものではなく、住居が3つの機能に分離される。まず、第1は家庭という性格と職場という性格が分離する。これを近代的な生活構造といい、家庭と職場が分離されず同一の生活空間にあるものを前近代的な生活構造という。例えば、住込みの形態である。第2は、家庭生活の中から人間の力を再生するためのレクリエーション的なものが分離する。第3は、職場の機能が集中管理的機能と作業管理的機能とに分離する。した

がって、地域社会というものをえがく場合にも、社会福祉の対象となる社会保障的課題を考える場合にも、地域社会の性格は、住込み的社会であるか、通勤的社会であるかということから判定する。すなわち、昼間人口と夜間人口との差から判断するわけである。

事業所統計という調査があるが、それを基にして居住人口に対する事業所数の比率をとりあげてみることは、地域社会の特徴を知るために非常に重要なことである。東京を例にとると、下町では家庭と職場を異にする人口はきわめて少ないという現象を呈する。このように、職場社会と地域社会が分離していないものを農村型、前近代型といい、職場社会と地域社会が分離しているものを都市型、近代型という。地域社会はこの2つのタイプに分けられる。都市型・近代型の地域社会では、小さな区割をとっても過疎という問題が出てくる。これは、地域社会の全体が住居目体でなくなることをいう。例えば、子供が学校へ行き婦人が職場に出る結果、過疎現象が生ずる。ここから社会福祉の問題を考えるならば、保育所、カギッ子という問題が出てくる。

このようなことを前提として、どのような地域社会の展望があるかを考えると、1日の生活空間として第1に家庭、第2に職場があり、ここで第3の空間がどのような役割を果たすかということが、重要な問題となってくる。人間はひとりではあり得ない。なんらかの関係の中で生きてゆき、どこかに住いをもち、学校で教養を身につけ、仕事をもち、はじめてわれわれ人間というものが形成される。これがPersona というものであり、Persona を形成する身分・地位からの解放の時間が第3の空間である。第3の空間は、解放された時間であると同時に人間関係喪失の場である。

この空間をいかにするかということに、地域社会の福祉の問題があり、基礎的要件がある。

まず、子供のことから申し上げると、子供にとっては、人間関係の規範から第3の空間の中で一般社会規範からは異質な人間関係、いわば放射能というべきものを受けるわけであるから、子供が勝手にしかもひとりで第3の空間にいることをなくすよう努力してはじめて子供を中心とした第3の空間の福祉を考えることになる。第3の空間のなかにいる子供は、常に公の目のとどくところにいるということを考えることである。日本の社会福祉制度がそこまで達していないのか、あるいは、そこに空間があるのかは、今後ひとつ

考えていただきたい。

次に、職場をどうするかを考えてみたい。地域社会の社会福祉の基礎的問題のうち、女性の問題についてみるならば、職場に出たあとの女性の問題と家庭をつくった場合の女性の問題とは本質的に違う。区別して考えたい。もうひとつは、第1、第2、第3の空間の女性を中心とした問題は本質的に違う。今、みなさんがご苦みなさっていることのひとつに相談業務があるが、女性の相談についてみると、多くは家庭生活、職場生活の欠損の中から出発している婦人の問題である。日本の女性の家庭周期や日本の労働力の将来の見通しからみると、男性45才で年功序列を切り企業や公が1年間の有給休暇を与えることによって再教育の機会とし、その後再び就業を継続するか、別なところに再就職をするかを決めるということが考えられて良い。これは女性の場合も考えられて良い問題である。女性は、結婚前、結婚後という家庭周期の変化に対応して、いかにして教養を確保するということが問題になってくる。女性が就職し、3年位の間に配偶者を得て結婚するとして、この3年間に将来の就業を可能にするような職業に対する理解、技術などを身につけることが必要である。結婚を契機として、家庭没入型になるか、とりまぜ型になるかいろいろな型があると思うが、この時期をめあてとした指導又は教育のための施策に重点をおくべきであると思う。

婦人問題のなかには、第3の空間が占める割合がある。それは、女性の場合、家庭がよりどころであり夫、子供を背景としているが、夫も生活空間を別にしているし子供も生活空間を別にしている。したがって、女性は家を守っているかも知れないが、家庭のなかでは非常に限られた生活空間しかもたない。この状態をどうするかということが、女性にとって非常に大きな問題である。それが就業という形に行けば最も好ましいが、まだ就業していない女性の方が大多数である。このような女性は、悪くいえば生活空間をもてあましており、現在はテレビ・ラジオでその空間をみたしているが、それだけではいけなくなる時代がきた時にいろいろな婦人問題が起る。この場合、施設それ自体が親しみのもてるものであることが大切である。

施設に集まる場合には、共通のシンボルがなければならない。マスコミの方面から地域社会の名士を利用し、講演という形でなく施設を利用するメンバーのひとりとして月1回でも参加してもらうことが必要である。このよう

な形で第3の空間のおつきあいができるわけである。私は、家庭というものを
おろそかには思っていない。最終的にはここに帰ってゆくのであるから、
家庭のマネジメントは大切である。お帰りなさいという言葉で、1日の苦
労が抜けるようになるための努力が必要である。しかし、家庭自体のあり方
というものは、現在のままの状態では危険である。その危険自体を排除して
ゆくものが第3の生活空間であり、私生活を離れ身分を離れ一緒になるよう
なものを社会福祉と呼ぶ。ここではじめて、しあわせというものを私は感じ
てゆきたい。

5. 施設運営に関する事例発表

—「働く婦人の家の機能を増進させるための方策について」—

○ 休養施設

発表者 宇ノ気町働く婦人の家館長

昼夜2部制で開館しており、土、日曜日も無休である。休養施設としての
行事は、卓球大会、映画会、ダンス・パーティ等であるが、読書は、町立の
図書館がとりにあるので、そこを利用している。また、月1回浴場を開放
している。利用できる設備としては、ステレオ、調理室、オルガン、卓球場、
茶室等である。

○ 教養施設

発表者 神奈川県勤労婦人会館々長

教養講座の内容としては、まず、勤労婦人大学講座があるが、今年は20
名の受講者があり、毎週月、水、金曜日に行なっている。受講者は、目質を
投じてくるひとなので目意識が強く熱心である。講座内容は、労働法、一般
教養などのほかいろいろな分野のものを盛りこんでいる。今後もこの内容を
強化して、継続してゆきたい。昨年からの講座の同窓生グループを作り、
講演会を行なっている。

文化教室は、料理、手芸、書道、洋裁等を行なっているが、今後科目を増
してゆきたい。栄養士が今年入ったので料理講座を盛んに行なっているが、

集まりがわるい。問題点として、貸し部屋のものが主体であるので、もっと発展的な方向にすすめたい。館の利用者は、大中企業一特に大企業に働く人達が主であるが、小企業の人達の参加をよびかけても効果がない。P・Rのむづかしさを感じる。

○ 娯 楽 施 設

発表者 倉敷市立児島働く婦人の家館長

倉敷は織物の町で、市内の女子労働者の大半は県外からくるので、婦人の家も教養講座を中心とした役割を果たさざるを得ない。娯楽面では、館を利用するものの過半数が遊びと憩いを目的としている。好評なのは卓球で、そのほかにレコード・オルガンなどがある。裏庭にはバレーコートが最近できた。児島独特の状況から、娯楽面は第2義的なものにならざるを得ないということが問題点である。また、娯楽につかう部屋がなく、別館を申請中である。

○ 相 談 施 設

発表者 福岡県婦人の家館長

婦人のことなら婦人の家へ行けば何とかなるであろうという気持ちで相談にくるものも多く、1年に受けた相談件数は757件である。職業問題が最も多く、その中でも就業、内職の希望が多い。主に、中高年令層の婦人である。生活問題は、生活保護、生活に困る、主人の健康問題、経済問題である。育児相談は、子供をあずけたい、子供を遊ばせるところがない等の社会福祉に関連するものが多い。そのほか健康問題、結婚問題、グループ問題に関する相談である。問題点としては、相談に対して経験を通して私の考え方を述べるわけであるが、ひとつの方向を示唆することしかできないのではないかと、強いて言うならば相談員としての資格があるかということである。

対話のできる雰囲気であることの必要を痛感するので、館の利用者間で対話ができるように努めている。また、館を利用しない人のために「移動働く婦人の家」を持ちたいと考えている。

○ 託 児 施 設

(1) 乳幼児保育

発表者 群馬県働く婦人の家館長

当初の方針では、臨時的託児で始める予定であったが、問題の少ない常態的託児を行なうことになった。予算は人件費、職員手当など概算133万円であり、歳入は児童1人500円、桐生市から100万円である。41年申込者は74名で37名を承認、42年申込者57名で36名承認した。あと1部屋増すだけで希望者全員を託児することができるので設備を広くしたい。

現在、幼児だけだが、乳児の希望が多い。また、時間を延ばしてほしいとの希望が多いが、交替勤務ができる位の保母の数が欲しい。また、託児のほかに講座も開いているので、職員の不足、仕事量の増加が問題である。

(2) 学童保育

発表者 大阪府立勤労婦人ホーム館長

調査の結果146名のカギっ子がいるというまわりの現状から必要性は当初から感じていたが、近所の人達の要望が強く、また、職員の中に熱心な人がいて開設した。指導は館の職員が行なっている。1カ月のオヤツ代600円徴収している。出席率は87%で、子供は明るくなった。

予算は42年度最低必要額40万円を要求したが0であったので、篤志家が寄附してくれたもので行なっている。問題点としては、予算がないということ。また、総理府から市の教育機関で行なうのが本来で働く婦人の家で行なうのは筋違いという注意があり、所管の問題が起きていることである。施設が狭く小学校3年生までしか集めれないので、今後は市にもっと働きかけねばと思っている。

婦人労働課長)

所管の問題であるが、婦人労働者の福祉の向上の面から当然必要なことである。文部省社会教育課に照会したところ、公民館など場所はどこで行なっても良く、市町村で行なう場合は運営費の $\frac{1}{3}$ 補助を行なっている。働く婦人の家が行なうことは問題がないという見解であった。総理府行政管理庁がそのような見解をとっているのであれば、今後当たってみたいと思う。

6. 質 疑

(新潟)

東ブロック館長会議の結果、働く婦人の家はいかにあるべきかという本省からの指導方針を強く打出してほしい、人員の不足についても考慮ねがいたい、また、統一行事も考えていただきたいという3点についての要望が強く出たので報告する。

(婦人労働課長)

人員不足については毎年出ることであって年1回会議をもつのもこれらの問題を解決するためであるが、本省側も会議のたびに設置主体に要望している実情である。設置主体においても、地域の要望にあった人員の配置をおねがいがしたい。また、統一行事については、統一にすると内容が抽象的になってしまうおそれがあるかならずしもよいこととはいえないが、いずれ考えてみたいと思っている。本省側の指導方針については、市と町が設置主体となっているので本省側には指揮命令権はなく、一方的におしつけることはできない。

(群馬)

保育をすれば“もぐり”といわれ、講座を開けば他の機関の方が活発であり、年少者が利用すれば勤労青少年ホームのすることと同じになりて、一体何をすれば良いのか。働く婦人の家独目のものとは何なのか。

(婦人労働課長)

モグリと言われる必要はない。胸を張って言ってよいと思う。

(長野)

勤労者家庭の主婦が利用対象に加えられたことによって、働く婦人の家の理念がぼやけてきたと言える。

(婦人労働課長)

昭和40年設置運営基準にもりこんだわけで、それ以前に設置された施設

については縛られることはない。しかし、相談業務その他ですで行なっているところがあるので、それらのところではこれからも進めてほしい。

別 添

会 議 日 程

	時 間	所 要 時 間	事 項
5 日 (水)	1 0.0 0～1 0.1 0	1 0 分	婦人少年局長挨拶
	1 0.1 0～1 0.3 5	2 5	婦人労働課長説明
	1 0.3 5～1 1.0 0	2 5	婦人課長説明
	1 1.0 0～1 2.0 0	1 0 0	講 演 「地域社会における福祉施設の役割に ついて」 東洋大学教授 磯 村 英 一 氏
	1 2.0 0～1 3.0 0	1 0 0	昼 食 ・ 休 憩
	1 3.0 0～1 6.0 0	3. 0 0	施設 運営に関する事例発表 「働く婦人の家の機能を増進させるた めの方策について」
	1 6.0 0～1 6.5 0	5 0	質 疑
	1 6.5 0～1 7.0 0	1 0	閉会挨拶
	1 7.0 0～1 8.3 0	1. 3 0	懇 談 会
6 日 (木)	1 0.0 0～1 2.0 0	2. 0 0	施設見学（八王子市婦人センター）

昭和43年2月22日印刷

昭和43年2月26日発行

働く婦人の家館長会議要録

— 昭和42年度 —

労働省婦人少年局

風華也人無育嗣從